

湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の一部を変更する契約を可決しました。

この賃貸借契約は、平成19年4月1日から5年間、スノーリフトサービス㈱に湯沢温泉ロープウェイ施設等のスキー場等施設を貸付ける契約であり、平成18年12月15日に議会の議決を経て、平成18年12月26日に締結したものであります。

この賃貸借契約のなかで、貸付け物件については「自然災害による土地の被害を除き、全ての施設の修繕及び施設の瑕疵についてはスノーリフトサービス㈱の責任においてこれを行う」としていましたが、この賃貸借契約締結の前提条件として、平成18年7月7日に日本ケーブル㈱と取り交わ

した「湯沢町観光事業の経営譲渡に関する基本合意書」では、「貸与する施設において現段階において保安上問題のある箇所又は瑕疵ある箇所については町と日本ケーブル㈱の間で確認のうえ、町の責任において整備するものとする。なお、この整備は施設引渡し前に実施することを原則とする。」との1条がありこれが賃貸借契約締結の前提条件になっていました。

しかしながら、基本合意書の取り交わしから賃貸借契約の締結までの間に、この基本合意書に基づく、「建物等貸付施設の相互の補修必要箇所等の確認作業」は

行われず、従って、町による建物等の修繕がなされなまま、平成19年4月1日に「自然災害による土地の被害を除き、全ての施設の修繕及び施設の瑕疵についてはスノーリフトサービス㈱の責任においてこれを行う」という条項が入った賃貸借契約が締結されました。それにも関わらず、執行部から、この施設の修繕等を含む補正予算が平成19年6・9・12月にそれぞれ提出され、議会も全員賛成でこの補正予算を可決しました。

この12月補正予算の説明のなかで執行部から、「今後もロープウェイの建物等

の修繕が必要な場合は同様な手法により町が工事等をおこなう」という説明があり、その後、議会から「同様な工事が続くことになるならば湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約を一部改正すべき」との提言をおこない、これを受け、執行部から建物等の修繕等については「全てスノーリフト(株)の負担とする」との部分で、「50万円以下の場合合はスノーリフト(株)が負担し、50万円を超える場合は、超える部分については町が負担する。但し、索道部門についてはスノーリフト(株)の責任と負担で行うものとする」と改め、また、「山腹斜面や崖などが自然災害により崩落等被災した場合及びこれに伴い貸付物件が被災した場合の復旧は町の責任として対応する」

と改めるとともに、「この変更契約を平成19年4月1日に遡及して適用する」との変更契約が3月議会に提案され、議会はこれを可決いたしました。

私ども議会は皆様方の代表として、行政を監視する立場にありながら、執行部に対する提言が遅れ、皆様方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

